

平和条約の法的性格とその本質(一)

大西 公照

目次

- 一. はしがき
 - 二. 平和条約の歴史的経緯とその機能
 - 三. 締結とその法構造
 - 四. 平和条約のトレンドとその底に潜むモノ
- 一. はしがき

条約法の中でも、平和条約は、行政条約(協定)とともに特異な地位を占めている。一般に署名されて来た条約は、二十七八カ国あるとされる君主制を施く中の国のゴク一部の国を除いて、殆どの国で国会の承認を経て批准が成立するとされるが、これも大抵の国では平和条約に関する限り自国内での国会の承認を省くのが例である。

ブライアリーは、そんな法的性格にたつ平和条約でも、国際法上は、国内法における自由に結ばれた私契約と同じような拘束力を持つとしている。⁽¹⁾

然しその法的性格や効力、特にその拘束力、また最終目的等については、時代の転移に伴ない立体的法変遷を示して来ており、ケース スタディによるそのフォローが必須不可欠である。

この小論も既刊の「現代の国際法」なる拙著の条約法に占める平和条約の解説の補完的立場から追究され、その基本的コラリリー、とりわけその主部を眼にみえる現代の条約法の流れの中に搾り、いくたの現実に締結されて来ている各種の平和条約を掘り起こし、特に第一次大戦後のそれと、第二次大戦後のものとの間に何か二十一世紀へ向けてのトレンドが横たわっているのではないかとして、その解析を試みてみた。

二十一世紀とは、つまるところ二十世紀後半にわたり、跳梁を極めた米・ソ軍事二大支配体制にかわり、米・日・独を核とする、ボーダレスの、伝統的意味での戦争を否定してかかる、**多国籍企業支配体制社会**である。然し、この小論の中にも頻出するように、**国連憲章五十七条に規定する。特に六コの専門機関からする政治（軍事）、宗教を除いた、経済、社会、文化、教育、保健更には環境よりする代替戦争、究極的には連邦債の軽減をねらったのインフレ惹起を目的とした構造戦争が、今迄にも増して多発してゆくに違いない。然もそれらの処理必須要件としての顕在化を迫られる平和条約とは、伝統的意味での平和条約とはかなり相違する筈でなければならぬ。**

この小論を入り口として、次篇より、その各論に迫ってゆきたいものと念じている。

(1) 大西公照 現代の国際法(再版) 一二二頁. Brierly J. L. Law among Nations(1972) p. 318

二. 平和条約の歴史的経緯とその機能

「平和条約」の締結による戦争の終了⁽¹⁾は国際法の最も古い制度の一つと言えよう。現代の国際法からみて平和条約的

な法的性格を備えたものが歴史上にあらわれるのは、紀元前一二八〇年、埃及のファラオ (Pharaoh) ラメセス (Rameses) とヒッティテス (Hittites) の王、ハツツウシリス (Hattusilis) との間に結ばれた平和条約のようである。休戦 (Armistices) とか一時的な平和解決の意味まで含めるとギリシャのポリスと対決共同体との間の紛争の休止もそれらに入ると考えうるし、また古代ギリシャの政治的システムも平和条約の共通タイプとよく似ていたともいえよう。既に相互に戦争 (敵性) 状態下にある参加者 (国) 側だけではなく、そこにまず第三者 (国) が、これらに、その解決の手段として含まれ、然も彼等第三者が、決まって、共同コミットメント、例えば平和の破壊の加害者に対する制裁までも規定していたのである。

jus gentium の定義でセビラ (Seville 五六〇—六三六) のイシドール (Isidore) は、国際法の要素の一つとして平和に言及している。中世の慣例では、平和は封建主義の法的システムに完全に織り込まれていた。キリスト教神学では、正義が平和の概念と連繋し、深く平和の意味に影響を与えていたが然し宗教改革の分裂でもって、以後は基本的平和 (*fundamentum pacis*) としての正義 (*justitia*) の概念を捉えることの困難性が増大する。ホッブス (Hobbes) やスピノザ (Spinoza) のような哲学者達は保証された国内秩序の状態として、*pax civilis* を強調して書き下ろしている。国家間の平和は条約なる手段によるノーマルな *bellum omnium (civitatum) contra omnes* (すべての人々に対してすべての人々の戦争) の一時的中絶として考えられていただけだった。理性主義者の古典的擁護者の多くは、自然法の理論が国家間の正規な関係として、平和をそう見做すと考え続けて来ていたにも拘らず、彼等はホッブスと一緒に、平和を契約上の取り決めの産物という見解では一致していたのである。 *status pacis* と *pactum pacis* は同質体だと考えていたことになる。

平和と正義は、かくして分離されて、語彙化され、平和条約の主たる機能は妥協か断念により法的権利の請求論争を

落着させんとして敵性 (*hostilities*) と暴力を終止させ、且つそれが正義に叶うか、不正義であるかに一切関係なく、ともかくにも**平衡状態や安全**、平穩さが保証された新秩序を確立しようとするようになる。然し乍ら**平和**とは単なる非暴力の状態、武装敵性国家の欠如、非敵性の期間等より、何かもっとよい状態の継続であると考えられるようになる。即ち**平和条約**の使命と機能とは以前の敵国間に我慢可能な適応や和解を成就させ、敵性、暴力、違反、裁判上の損害、侵害等の行為を繰り返し行ふ彼等市民に**不断の忘却と大赦** (*Perpetus oblvio et amnestia*) を与えることであり、これは一六四八年のオスナブリック平和条約 (*Instrumentum Pacis Osnabrugense*) の二条、大赦文節がそれを示している。ここで**善隣関係と友好**が回復された (*fida vicinitas et securo studiorum pacis atque amicitiae cultura revirescant et florescant*)。オスナブリック平和条約一条。

現代の主だった**平和条約**を、別の見方からみてみると、敵性行為の休止以上の何物かを模索し、成就させようと試みているようである。彼等はヨーロッパ大陸の上に一つの新しい政治秩序を構築することを試みてはいる。それは歴史的評価として**ミュンスター** (*Münster*) と**オスナブリック** (*Osnabrück*) の**ヴェストフェーリア** (*Westphalia*) **平和条約**によって示されるものであるが、その評価にも時として現代国際法の誕生とすることには法的権利の請求としては聊か、苦しいとして、且つ誇張されて来ている嫌いもあり、**現代の国際法**の研究により、その疑義もありとされているのである。

同様に一七一三年の**ユトレヒト** (*Utrecht*) **平和条約**、一七四八年の**アイクスラーチャペル** (*Aix-la-Chapelle*)、一八一五年の**ウィーン会議**、一八五三年→一八五六年にかけての、**クリミア** (*Crimean*) 戦争とその結果としての**パリ条約**、更に**セントゲールマイン** (*Saint-Germain*)、**トリアノン** (*Trianon*)、**ノイリー** (*Neuilly*) より一九一九年から二三年にかけての**ローザンヌ** (*Lausanne*) **平和条約**をも含めた**ヴェルサイユ条約**であり、これらは回を重ね、

ヨーロッパ政治秩序へ向かいその内容が言い直され、修飾され、改訂されて来ている。それらは殆どの場合、平和条約としての共通性を持っており、戦争に先頭を切って参加しなかった国家をも含めてはいるが、同時にまた稼働的、効果的政治システムの確立には欠くべからざるところのものであったと言えよう。明らかにこれら共通の平和条約は、屢々、安定した、育成可能な政治システムとしては基本的なものと考えられる原則やルールを包含していた。例えばカソリックやプロテスタントの両宗教の掟における平等や移民の権利とリンクしていた。即ち *cujus regio ejus religio* (領土の属する人に宗教も属す) の原則である。(ヴェストフェリア条約³⁾)。これらは宗教戦争の終わりを告げるものでもあった。他の場合として、ユトレヒト (Utrecht) 平和条約二条に明瞭に示されているヨーロッパの勢力均衡もこれに当たるであろう。“ad firmandam stabilendamque Pacem ac Tranquillitatem Christiani Orbis, iusto Potentiae Aequilibrium, quod optimum et maxima solidum mutuae Amicitiae at duraturae undiquaque Concordiae fundamentum est.”これはまた默示的には一八一五年のウィーン平和条約にも包含され、更に一九一九年のパリ平和条約、いわゆる連盟規約の中にも善と衡平 (*status quo*) なる言葉が創設され、平和維持⁴⁾と、それとの為の新しい国際機構のタイプを作ることになる。

これら共通の平和条約の、もう一つの明らかな特徴は共通国際法の骨組み作りとその確認であったとも言えよう。ウィーン会議の最終条項 (一〇八条) には国際河川、航海自由の (“Règlement pour la libre navigation des rivières”) 原則が含まれているし、他の文書として、外交 (*cérémoniel diplomatique*) に対し敬意を表しての表現があり、付属文書として奴隷に関するものとして、“Déclaration contre la traite des nègres なる言葉がある。

一八五六年のパリー平和会議には、トルコをヨーロッパ国際公法 (*droit public de l'Europe*) の中に組み入れその平和会議では海戦、戦争、法、歴史として *Déclaration sur le droit de guerre maritime* を採択している。

法律的には平和条約の主たる目的は、以前の敵対国者間で、戦争の勃発以後惹起せる事象の解決を前提とし、戦争状態の終結と、正規の友好関係の回復である。然し平和条約は戦争を終結させるやり方だけではない。この効果について持ち込まれる他の手段も存在する。

クイーンシー ライト⁽⁵⁾ (Wright, Quincy) はあらゆる戦争の計算を試み、十五世紀末からの平和条約をその視野に入れ、全部について、形式的にはその半分を下廻らない戦争が平和条約によって終了すると結論づけた。然し第一次世界大戦迄は屢々戦争は平和条約によって終了するの例が激増した。彼の計算によると一六世紀一七世紀の1/3、一八世紀は半分、一九世紀は2/3、二十世紀の最初の二十年間は6/7と言うのである。然し乍ら一九二〇年以降から戦争の概念や慣例が急速に変容し始め、戦争はその常として、**宣戦布告なしに始まり、平和条約なしに終結して来ている**と宣っている。

平和条約の締結から離れ、戦争は相互の平和的外交交渉の意志を黙示的に示す行為により惹起する敵性行為の停止により終了して来ている点も見逃してはならない。例えば一七一六年のスウェーデン—ポーランド、一七二〇年のスペイン—フランス、一八〇一年のペルシア—ロシア、一八六七年のフランス—メキシコ、一八六六年のプロシア—リヒテンシュタイン (Liechtenstein)、一九二一年のドイツ—米連邦条約⁽⁶⁾がそうである。戦争の終結に基づく一方的宣言(国際法における)は他の側からの同時の (concurrent) の宣言又は少なくとも受諾 (acceptance) か、黙認 (acquiescence) の法的要請をしている。いかなるケースでもこれ等の宣言は法的にも、宣言の意味だけを持つもので新しい法律上の法的位置づけを構成しないものである。例えば一九一八年二月十日に於けるロシアの戦争終結に関する一方的宣言はドイツによって受諾されず、害敵敵性行為は続いた。また一九二一年七月二日の米連邦共同決議はドイツによって受諾され、一九二一年八月二五日の平和条約によって確認されている。

戦争を終結させる第三のやり方は、国際法の古典的システムによれば、その領土の占領を伴う (Debellatio) といった方の当事国の完全破滅であり、一つの主権国家として敗北した国家の法的存在を消滅させることにあったと言える。一九世紀にプロシヤとイタリーは両国の数多くの小さい公国を打ち負かし、それ等を合併により自国領に組み込んだ。英国も同様に南亜に於けるボーア (Boer) 国を、前述の二国と同じやり方で向かい合って行動し、イタリアも一九三五年から六年にかけエチオピア (Ethiopia) を合併する。

第二次大戦以後は、敗戦国の輪郭のハッキリした合併はそれ程疎遠となり、殆どなくなった。ドイツの場合は完全な敗北で合併による規制すらない無条件であった。一九四五年、五月五日のベルリン宣言は、それにより最高権限を引き受ける四個の占領軍が明示的に、この権力の引き受けは「ドイツの合併に影響を与えるものではない」と言及した。然も尚その上に、ドイツとその相手敵国との間の戦争状態は軍事降服の署名を超えて継続された。

戦争は前の敵国の共同敵国として以前の敵どうしの同盟に対抗して、敵性国家が害敵行為に入ることによって消滅しない。例えばこのことと言えるのはイタリーが**枢軸国**のいくつかのパートナーと共に一九四七年の**平和条約**の署名国となったことである。然しこれ等の条約として前の枢軸同盟のめいめい各個の署名で発効に入ったとしても、それ等は主要敵国、英仏露米各々により条項が規定される一方的平和宣言としてしか見做されなかった。

平和条約による戦争状態の終了は国際法の目的としてだけの新しい法的位置づけを構成する。これは国内法における戦争の終了と同質性ではない。すべての国内、例えばアメリカでは州、ドイツはラント、の目的としてそれは国内立法によって法令化されて来ているだけである。

外交関係の再確立は**平和条約**のノーマルな結果ではあるが、然し自動的、オートマティックなモノではない。外交関係の確立や分離がそうである。めいめいの関係国との同意が必要なのは言う迄もない。然しまた時として**平和条約**が優

先ずる時もある。例えば一九五五年、平和条約の欠如にも拘らずドイツ連邦とソ連間に外交関係が樹立された。

一般的な別の帰結として、前の敵性国家だった国々との間の貿易や自由交渉を制限して来た戦時立法の終結や撤回である。即ち旧敵国との貿易の再開である。

それが前に行われた戦争の根本原因となった紛争であったのにも拘らず、屢々、戦争の結果により、ただ ipso facto (その事実によって) で決定されてしまう場合が多い。對抗権力 (含武力)、軍事的力による脅威、軍事同盟のような陣を作る等である。彼等が領土に関する法的権利の主張をする限り、平和条約が結末をつけることになる。戦争により結果して来た事項については、例えば戦犯とか、戦時俘虜の交換、戦争によって受けた被害、捕獲財産の限定も亦解決されなければならぬコトになっている。国家条約と同じように私的契約のもろもろの因縁もここで清算される。例えば戦争によって一時中止された戦時国際法上の私契約の実施 (効果)、同じく条約の実施等がそれである。屢々、例えば混合委員会や、衡平法的判決を見つけ出すことを援助せんとして、仲裁々判所⁸⁾なども設けられる。

このようにして、平和条約は歴史的には戦争の終結と大赦で始まった。それが近世からその中に旧敵国との善隣関係が付加され始め、それが領土の転移とともに、賠償金の支払を前提とする方向へとスリ代ってゆく。

ところが一九世紀末より二十世紀初頭にかけて人権の問題が発生、善と衡平の原則が顔を出し始め、奴隷解放問題、また旧敵国への耐え難き負擔等は必ずしも均衡をベースとする平和の維持には役立たないとする方向へと転移する。

第一次大戦後は、この方向に拍車をかけ、戦争の終了と平和条約の締結は、いよいよ分離の方向へと転換、侵略の違法性にまで発展、それが**国際仲裁・常設国際司法** 両裁判所の法管轄権の中で一部取り扱われるようになる。

(1) 大西公照 現代の国際法 一七五—一七八頁

- (2) De Garden, Histoire générale des traités de paix et autres transactions principales entre toutes les Puissances de l'Europe depuis la paix de Westphalie, (1848-1887)
- (3) Wehberg, H., Krieg und Eroberung im Wandel des Völkerrechts (1953)
- (4) McDougal, M. S., Peace and War, Factual Continuum with Multiple Legal Consequences AJIL, 49 (1955) . p. 63-8
- (5) Wright, Q., A Study of War (2nd ed. 1965)
- (6) Wolf, E., Vorkriegsverträge in Friedensverträgen (1949)
- (7) Kraus, H., Friedensverträge, Internationale Gegenwartsfragen, Ausgewählte Schriften (1963) S. 79-145.
- (8) Potjomkin, W. P., Geschichte der Diplomatie. Vols. 2-3 (1947)

三. 締結とその法構造

ノーマルなものとして旧敵国は、二国間と多国間とを問わず**平和条約**に対し、外交官直接交渉 (Verhandlungen) の当事国となり、締結に入る。時として非敵国もそのプロセスに入る。例えば一六四八年から一九一九年までの間に有効とされた**大ヨーロッパ平和条約**のように、**平和条約**のねらいが幅広い新しい政治秩序の確立をめざす時には、特殊なものとして、このやり方が適用される。ケースとしては一八五六年クリミア (Crimean) 戦争が終結した時の**パリ平和条約**でも非敵国だったオーストリアとプロシヤが署名させられている。

旧敵国の連合の中の一つのパートナーによって締結され、分離された、別の**平和条約**も、例えそれが、これ等の行為からの関係を絶ち、以前の契約的誓約を侵害していても法律的には有効性を持つとされる。然し非常に暫々分離された**平和条約**は政治的均衡性を欠如させる。例えば一九一八年の**ブレストリトヴスク (Brest-Litovsk)** と**ブカレスト (Bucharest)** の、いわゆるロシアとルーマニアの分離**平和条約**⁽¹⁾はヴェルサイユ**平和条約**一一六条と二九二条によって取り消され無効となった。一九五八年から六二年の間に起きたいわゆるベルリン事件ではソヴェットユニオンはドイ

ツ民主共和国（東独）と分離平和条約を締結しようとしたが、実現に至らなかった。

勿論その背景にはすでに米・ソ軍事二大支配体制が厳存していて、米連邦を中心とする英・仏側にも当時のソ連と東独の接近は、ヨーロッパに平和と安定を保とうとする北大西洋条約（一九四九年成立）に対する真向こうからの挑戦と受けとめていたので、実る筈もなかったわけである。NATO側よりするベルリン死守、西ベルリン空輸作戦まで展開された。

然し分離平和条約は第二大戦後を彩る各種の平和条約のトレンドとはなつた。何もソ連の専買特許ではなかつたことになる。

多国間平和条約はノーマルなものとして、例えばミュンスター（Münster）オスナブリック（Osnabrück）会議（一六四二—一六四八年）、ウィーン パリー会議（一八一四—一八一五年）、パリー会議（一九一九—二〇年）のように、集团的平和会議で外交官直接交渉を行う。時として征服された国家の直接交渉を行う外交官の地位は厳しく制限されることがある。例えばパリー平和会議（一九一九—二〇年）で、ドイツの代表は連盟側の条約草案に対し、書かれた抗議書を送付することだけが許されていた。それ故にこの条約をドイツに於いては *Diktatfrieden*（一方的口授講和）だとして公然と非難された。同じフォームの取り扱いが、一九四七年の平和条約の草案でも試みられている。一八一五年のウィーンで、タレーラン（Talleyrand）は敗戦国のフランスに対し適応されたものから、公的な犯罪的取り扱いをなくすることに成功した。列強と言うものは一度は *puiſſances principales de l'Europe*（ヨーロッパの列強）のグループ内で、彼等自身の為の重要な決定権を保有したがるものであるが、フランスはその列強側に参加することが認められた。同じようにして、一九一九年のパリー平和会議では、あらゆる重要な決定が主だった連盟や同盟国の列強によって執り行われたのに対し、連盟サイドの小国は、会議で小さい役割ということに制限された。

外交官直接交渉による取り扱いで、排他的にすべての署名国間で書かれた文章による連絡に俟つとの原則が適用される例が極めて稀となつてゆく。その例として一九五一年のサンフランシスコ平和会議はその特別のケースを提供した。

休戦や占領軍の駐在は、原則として例えそれが無条件降伏であっても、なくても戦争状態の終結や平和条約の条件と法的には無関係であるとの原則が適応されるようになる。平和条約の準備案は戦争状態を、部分的であれ、一般的であれ終了させ、そしてそのことにより平和の条件を不利益とさせる。一八九七年九月一八日の平和条約準備案は一八九七年十二月四日のギリシャとトルコ間のコンスタンチノーブル (Constantinople) 平和条約に先立ち、六条で *L'état de guerre entre la Turquie et la Grèce cessera aussitôt que le présent Acte aura été signé.* (トルコとギリシャの戦争状態は目前の条約を署名させたところで直ぐ終わる) と規定された。⁽²⁾ 然し多くのケースで、平和条約準備案の主たる目的は平和の共通の骨組みに対しそれを当時国に言及することにより一定の平和を準備し、それを促進することから成立している。法的に言えば彼らは未来の平和条約の概略について *pactum de contrahendo* (契約のような条約) を示さなければならぬ。一八世紀の初頭より、平和に関する外交官直接交渉はこのやり方で開催するのが慣習となつて来ている。第一次世界大戦の終りに、平和条約準備案はノートの交換によることに同意した。この取り扱いは、アメリカ国務長官ロバート ランシングのドイツ政府に対する一九一八年十一月五日のノートにより完成されている。彼はこのノートの中で連合国側は平和条約の基礎として米大統領ウィルソンによる十四ヶに互る点を受諾したことを伝えている。ヴェルサイユ (Versailles) 条約に対するドイツの批判は法的に構成されたものと見る限り、上述の基本原則からのもつともない、程遠い逸脱に基づいていふとするもの。

第二次世界大戦の終りに、共通の法的位置づけは、平和条約準備協定につき、それは伝統的平和条約の目的に適わないとするものであった。一九四七年の平和条約の決定として領土的決定は既にソビエツトがブルガリア (Bulgaria)

フィンランド (Finland) ハンガリー (Hungary) ルーマニア (Romania) 一九五三年の朝鮮との休戦協定、更に一九五四年のヴェトナム (Vietnam) とのモノをも含め、軍事問題を超克し、その地域の将来の平和構造をも暗示し、締結された休戦協定が先を見越して結ばれていたということであり、それらの協定は時として休戦とは平和条約準備の機能を超えて行われると考えられていたのである。

然し、またごく最近に平和条約準備の重要なケースが存在し始めた。一九七八年九月一七日エジプトのアンワール サダト (Anwar. Al-Sadat) 大統領はイスラエルのメナヒム ベギン (Menachem Begin) 首相と「エジプトとイスラエル間の平和条約の締結に関する骨組み」との書き出しの表題になる条約文の交換を行なった。これはまた、米連邦カーター (Carter) 大統領により署名された「中東における平和の骨組み」なる条約文に準じたものであった。この条約文は、同時にイスラエルとエジプト間の二国間平和条約と同じく中東における巾広い平和解決の準備を表示するものでもあった。勿論イスラエルとアラブの関係に触れている。彼等は平和解決の準備契約は嘗ての国際事件と関連性のあることは認めている。ただ、戦争の終了条約が署名されても、戦勝国の側の軍隊は何らかのメドのつく迄、その占領地に居据わりを続けるのが例となっており、イスラエルもその例に洩れないのであるが、占領軍の一般の居据わりは、平和条約締結のメドの着く迄、その地に戦勝国側の占領に反対する勢力を押さえ、あわよくば自国の経済陣営に入れて、有力なその橋頭堡たらしめようとする根拠からと考えられている。むしろ自国経済圏への引き入れをねらう為、当然に平和条約締結前に最恵国待遇や、国連憲章一五七条の示す**専門機関**への引き入れに奔走し、**平和条約**を締結しなくとも国際間で何不自由のないようにする。

あらゆる**平和条約**は、一方の側が戦争に完敗した為、それを終結させようとして締結される為、事実上、全く不平等の状態で出現し、そこには、戦勝国の圧力が支配し、敗れた側は戦勝国によって強制された条件を受諾することを強い

られる。そこには条約文に署名しようとする外交官直接交渉を行なう人や、全權大使がそれを無効にしようとする動きに対しては、直接武力を行使出来るということが、いわば国際法の伝統的ルールであり続けて来ている。

一九六九年のウィーン条約法条約は五一条によって拘束されることに對する国の同意の表明が、その代表者に加えられた行為又は強迫によって得られたものである場合には、その同意の表明は、いかなる法的効果も有しない (Die Abgabe der Zustimmung eines States zur Bindung durch einen Vertrag, die durch Zwang gegenüber einem Vertreter mittels gegen ihn gerichteter Handlungen oder Drohungen erlangt wurde, hat Keinerlei rechtliche Wirkung) とあり、国の代表者に対する強制 (Zwang gegenüber einem Vertreter) のルールを確認している。然し五一条は伝統的な判例に對抗し、五一条で Zwang gegenüber einem Staat durch Androhung oder Anwendung von Gewalt (武力による威嚇又は武力の行使による国に対する強制) と題し、Ein Vertrag ist nichtig, Wenn sein Abschluß durch Androhung oder Anwendung von Gewalt unter Verletzung der in der Satzung der Vereinten Nationen niedergelegten Grundsätze des Völkerrechts zustande gekommen ist. (条約は、その締結が国際連合憲章に規定された国際法の諸原則に違反する武力による威嚇又は武力の行使によって行なわれたものである場合には無効である) のルールへの拡張解釈の途を拓いている。この論争点の多い規定が、共通して判例に於いて、受容されるか、どうか、またそれが公知の疑問として残っている、いわゆる戦争から結果する当然の帰結として与えられた戦勝国の権力の位置づけに對抗して如何程の効果的働きをすることが出来るかどうかによってきまるのである。固然法秩序が規定によってより改良される以上に、権利侵害になつてはどうかは疑わしいところがある。何れにしても、ウィーン条約法条約の成立が、いくら骨抜き化されたとは言え、平和条約の解釈に大きな前進を与えたことになる。然しその成立以前から平和条約の本質が転移を遂げ、分離条約にみられるように、戦争の終結のみを唄い上げ、後は、戦

勝国の側の意見が一致して伝統的平和条約が締結されるまでの、**経済、社会、文化、教育、保健**更には**環境**の分野で、自国圏に引き入れる為の時間稼ぎに随してしまっていることになる。

一般に条約文書は中世以降発達して来た伝統的制度に従っている。それ等は共通の、即ち契約当事国の動機や終局の目標を唄い上げる前文で始まる。それ等はまた**犯罪行為や大赦、恩赦**に言及し、**未来の平和や友好**を約束する。テキストの中央部分は共通の**平和文節**（戦争状態の終結と友好関係の回復）及びより詳細な**領域及び政治的文節**から成立する。それ等には**財政的、経済的、且法管轄的諸問題**を取り扱う規定によって埋められるのを例とする。時として、特別取り決めて**自衛や条約の実施の保障**が規定され、中には条約の解釈や適用より惹起する紛争の解決のものもある。最終文節は共通して、**批准、発効日時、適用言語**を取り扱う。

永久平和 (*Pax sit christiana, univasalis, Perpetua*) の最古のフォームは、勿論一六四八年のオスナブリュック (*Osnabrück*) 条約、いわゆるヴェストフェーリア条約で、現在ではそれが、**耐え得る、鞏固な平和**と謂う、もっと謙虚な表現によって、とって代られてはいる。**大赦の文節**は、現在では殆ど、完全に消え失せ直截的ではあっても、例外的なやり方で、例えば一九三四年五月二十日のサウジ アラビアとイエーメン間の**平和条約**のようなもので復活、再見直しされている。また**大赦の思惟の弱少化**に対し、**犯罪の叙述は増加する方向**にある。それが顕著になるのは一九四七年の戦敗国に対する**一方的処罰**である。また**国連の原則と一致する**の言及が、一九五一年の対日平和条約の前文にも盛り込まれた例がある。

明らかに、第二次世界大戦の終りに、戦敗国は降伏文書の中で**戦勝国と一緒に**なりファシズムを抑圧し、**戦犯を処罰**し、**敵国への継続的協力**を断絶し、更に**人権の尊厳**を守ることを含めていた。

領土の割譲は通常それら**地域の移譲**によって国内で**少数民族**となる**住民の保護**に関する**安全手段**を随伴させてはいる。

彼等住民には屢々国籍選択権が与えられる。また、例えば一九一九年オーストリアにより移譲されたボルザノ (Bolzano) とトレント (Trento) 地域のドイツ語を話すイタリア人には制限付きオートノミー (自治権) が約束された。⁽³⁾

民族自決の道具立てとしての国民投票 (plebiscites) は、第一次世界大戦後の平和条約によって施行され、規定されたが、第二次大戦後は少々の例外はあるものの、国連憲章一条、目的 (Ziele) の中の二項で自決の原則に (dem Grundsatz der Selbstbestimmung) 基礎をおくと述べただけである。そこには、隣接国との国家の将来関係を規制することを模索する文節ともみられるものとなっており、その例としてセント・ジェルメイン (Saint-Germain) 条約 八八条では、オーストリーはその独立を保持せんが為、その義務を引き受けるものとする規定しているし、オーストリー国家条約四条はドイツとの如何なる政治的、及び経済的ユニオンからも断絶することを唱い上げている。EC イコールドイツ連邦であることを考えると、占領軍の完全撤退を国家条約と言う異質の平和条約で完成させたが、その経済的独立は完成されていないことになる。

これらの文節は現代の平和条約で、嘗てなき増加ぶりを示している。伝統的国際法概念よりする戦争賠償金の代りに、二十世紀を彩る平和条約の基本概念は、補償の概念であり、それはそれらの戦争原因の法的有効性を一切考慮せずに、これらの戦争に文民をも含めたあらゆる戦争による被害に関する償い、弁償を意図している。それかあらぬか一九一九年の平和条約によって課された補償制度により惹起された、かなりの国際的財政紛争の結果をも考慮に入れて第二次大戦後には全く新しい、補償方式が試みられた。それらの中に軍備の取り外しや、工場施設の移動が含まれ、補償金の支払いには、現在の生産物や、在外資産の清算からも行なわれるに至る。戦争と占領から惹起した物権をめぐる決着に関するボン条約の六節では、補償の問題はドイツと前に敵国であった国との間の平和条約や、ずっと以前にドイツ連邦との間に締結された条約により解決されるべしとしている。一九五二年と同五四年のドイツに関するボン、パリ条約がそ

の例である。

法管轄権の文節の中には、最も重要なものとして、通例は、私的な戦前の契約の取り扱いや、戦争によって一時中断した国家間の条約の復活を付託せんとするものもある。一九四七年の平和条約で、いくつかの経済的、法管轄権的部分から惹起して来た紛争は、混合法的権利請求委員会 (Mixed Claims Commission) へ付託されることになった。それが対日平和条約になると、あらゆる条約の規定の解釈や執行に関するすべての紛争は、全部の加盟国の承認の下に、これが国連の国際司法裁判所の判決に任ずというふう⁽⁴⁾に、規定されて来ている。

平和条約の執行に関する安全手段の古代じみたフォームは、例えば一方の側か、又は両方の側からの誓約に関する確認や人質等を取ることであり、現代ではそれが、より理性的 (rational)、より裁判的条約、—— 一般的に、又は特殊地帯に関し非武装化、軍備制限—— 中立化とか、軍事同盟、領域の占領の禁止、国際平和維持軍 (国連軍や国連平和維持システム) の駐留や、第三国とりわけ超大国により与えられる保障によって取って代えられているということになる。ヴェルサイユ条約は十四条で占領条件の履行の保障として、ドイツ領域の軍事占領の為に、第一次大戦後ラインランドを十五年間占領すると規定した。それにより広大な地域が非武装化された。軍隊は十万の軍人に制限された。連盟は管理権を委託された。イタリアとの一九四七平和条約は、イタリア軍隊やその装備の制限を規定し、それは、砲台やその装置の破壊、撤去、特定地域の非武装化に迄及んだ。第三国による保障は最早や現代の実例にはならないという⁽⁵⁾ことが論じられて来ているが、然しこれは現代の発展には適合しないとして承認されてはいないだけである。米連邦大統領が、エジプト—イスラエル平和条約を「機智 (witness)」⁽⁶⁾ だとして署名しただけでなく彼はまた、米連邦の為に、条約の履行の実質的保障をも引き受けている。国連平和維持軍や国連も管理機能を付託される形になっている。

然しブッシュ大統領による湾岸戦争でもみられるように、クェートにある米多国籍企業アムラコがイラクに接收され

たとみるや、レーガンによる近くに迫った三十%高金利政策(対ソ連対抗策)の利子支払いに悩み続けていた米連銀は、ブッシュ大統領に直訴、日本・ドイツからの二百二十億ドルでイラクの撤退、アムラコの復興にまで漕ぎつけた例からみても、国連軍の結成は、中近東の重要性は、分るにしても非常に困難なことを示したと言えよう。通例として**平和条約**は改訂文節を規定しない。⁽⁶⁾ 彼等は、現にある状態(*status quo*)の存在を狙いたがるものなのである。このことは、彼等の変更をより困難にするが、然し署名国が一致して賛成した時にはそれを除外し得ないのは当然である。二つの世界大戦の間に一九一九年の**平和条約**の不満が長い間にわたり表明され、改訂に関する不確定な討論が、**平和条約**の平和的変更というテーマで繰り返された。一九五二年と五四年のボン条約の改訂文節は十条にみられるように、七節の下註で、**平和条約**と同じではないとして、その条約の一時的性格の表示をしている。

とにかくドイツは、東西両ドイツ合併、法的には西ドイツが、連邦債激増に悩み、破綻した赤字の東ドイツを引き取ったフォームであるのに、今だに米・英・仏・ソの四大戦勝国と**平和条約**を締結して居らず、憲法は出来るまでの**一時的根本法**、**ボン**は今世紀末ベルリンへ移す迄の仮首都のままである。勿論、重工業地帯は戦前も戦後もヴェストファーレンを中心とするライン周辺にあり、米・日とならび全世界で多国籍企業を押し立てて活躍するには何の不自由も感じてないからである。一番困っているのは、フェアドロスの下に展開したオーストリーの**平和条約**、いわゆる**国家条約**なるのものであり、四列強軍の引き上げ条件と交換に**平和条約**を締結したが、その条件の中に政治的独立はいいが、いわゆる経済的独立、煎じつめればECへの参加、即ドイツとの経済交流が禁止されるフォームを採ったことである。凡そ日本と逆を行ったことになる。

(一) Fitzmaurice, G., *The Judicial Clauses of the Peace Treaties*, RdC. Vol. 73(1948 II) p. 259-367

- (2) Janssen, W., Krieg und Frieden in der Geschichte des europäischen Denken (1975)
- (3) Saint-Germain Peace Treaty の六四条から六九条、一九四七年のイタリア平和条約の十条と付加四章、一九五五年のオーストリア国家条約七条。
- (4) Exchange of Letters and Memorandum of Understanding of March 26, 1979.
- (5) 国連軍の構成。国連憲章四五条より四八条。
- (6) Doehring, K., Die Beendigung des Kriegszustandes mit Deutschland nach dem Zweifen Weltkrieg (1963).

四、平和条約のトレンドとその底に潜むモノ

第一次大戦後、平和条約の制度は衰退傾向にある。一九一九年のパリ平和条約は、その前文で、戦争は鞏固にして裁判上の正義と永続性のある平和にとって代るべきであるとの、いとも高尚なる宣言を採択した。然し、現実には条約は調停、和解の為の、又は健全にしてバランスの取れた戦後秩序の建設の為の心からなる努力だとはどこにも示し得なかったところである。

ヴェルサイユ条約では大赦の文節は何処にも見当たらなかったが、然し、二二七条と、二三〇条で一つの言及があり、その中で戦敗国側の戦争犯罪とその遵守義務は、国家元首や、ほかに戦犯として訴追された人々の追放に代替されている。国際連盟規約は（裁判上の）正義を追究しようとする如何なる取り扱いや機構をも規定しなかった。その基本的概念は *uti possidetis*（現在汝の所有せるままに、—各人をして彼が今所有せるものを所有せしめよ—占有主義）の原則の保護であった。あらゆる法システムではまず必要とすべき第一歩はこの原則と考えられていたし、補完すべき第二として、存在物としての法的公正さが吟味され、関連判決が用意されるべきであったとした。

第二次大戦後、戦勝国は、たとえ彼等がポツダム会議を直視する迄もなく、共通の平和条約へと向けて合意に達することは不可能であった。⁽¹⁾一九四七年、長い外交官直接交渉 (Negotiation) の後に、分離平和条約を、ブルガリア、

フィンランド、イタリア、ハンガリー、ルーマニアとの間に締結した。また一九五一年には米連邦のイニシアティブで対日平和条約が成立する。然し当時のソ連は参加しなかった。これにはいろいろの理由が考えられるが、その根本には日ソ間には日ソ中立条約が厳存し、例えソ連の一方的対日宣戦布告があったとしても無効であり、それ以後の満・鮮財産の不法奪守と、樺太、千島の不法占拠の継続の説明がつかなかったものと思われる。それ以後、世界では数多くの地域戦争が頻発し中でも一九七九年三月二六日ワシントンで署名されたエジプト アラブ共和国とイスラエルとの間の平和条約は、その重要性において一頭地を抜くものであった。いわゆる、朝鮮戦争なるものも一九五三年七月二七日板門店で軍事休戦として終結した。インド支那戦争の最初の局面はフランスの首導により一九五四年七月二十日ジュネーヴでヴェトナム、ラオス、カンボジアに於ける敵性行為の終結にもとづく三つの条約の署名によって終結した。第二の局面はアメリカの首導により一九七三年二月二七日にパリで「戦争の終結とヴェトナムの平和の復興条約」と題し署名されたが、それも一九七三年の二月二六日から三月二日にかけて、国際会議により確認され保証された。これらの平和条約に共通して言えることは**休戦と平和条約**の諸要素が、これらの道具立ての中で組み合わされていることである。第三の局面はヴェトナムの首導により、一九七五年四月南ヴェトナム軍とその国家の崩壊により終結した。

日本は一九五二年四月二八日、台湾にあった蒋介石国民政府と**平和条約**を締結したが、これは中華人民共和国政府に微妙な反応を示した。中国としても日本の経済協力を目途として一九七八年八月十二日北京で**平和友好条約宣言**を取り交わすが、これは伝統的な解釈での**平和条約**とはならなかった。それには戦争の終結はおろか、日本個有の領土、尖閣に対する中国側の反対意見すら盛り込まれなかった。然もその効力は十年間と規定されたが、その期限が切れても双方どちらかが言い出さない限り延長されるとしている。更に条約の内容は至って政治的であり非干渉、非侵略、善隣関係、交流の促進、経済文化関係の発達と言った類いである。またそれだけでなく、中国側から**中国外資法の十年めの見直し**

は、日本が言い出さない限り自動延長するので、日本の多国籍企業進出を俟つとの方向にまで進んだ。最も象徴的なのが覇権条項（二条）であり、二国間（bilateral）条約の法的性格の基本をなす密約性の一部を露呈した。満州（現東北区）への当時のソ連の進入の暁にはモンゴルを含め、日中協同で対処しようとの本音が隠されたのである。それ程に中国は東北区に日本の多国籍企業を招き、工業化としようとする意気込みであり、今迄の平和条約の内容とは一変した。

第二次大戦後で最も重要なドイツとの平和条約は、決して完結されることはなかった。その代替として一九五二年五月二六日三強とドイツ連邦との間の関係にもとづくものとしてボン条約が署名された。改訂所見として、それは一九五四年十月二三日のパリ条約の一部に組み込まれ、一九五五年五月五日、発効する。戦争状態としては、一九五三年既に三列強との単独宣言によって終息して来ており、この条約の主たる目的は軍事占領制度を休止させることで、ドイツ連邦の完全主権の復活と一般に正規の平和条約で取り扱う多くの問題を結着させることであつた。この契約的取り決めの約款的性格は明示的に約定されている。同条約の七項で、当時国は、彼等の共通の政策の基本的なねらいとして、「ドイツ全体の為の平和条約は、ドイツと以前敵国であつた国との間に自由な外交官の直接交渉と最終的な平和の為の基礎を据えることである」と約定した。いっ方、旧ソ連は、一九四七年よりドイツとの平和条約への前進をうたつていた。外交官ノートの中や四列強会談ではまず第一に全ドイツ政府と締結さるべき完全平和条約案を提出し、後程、一九五九年のジュネーヴ会議で二つの分離ドイツ政府との案に改めている。一九六一年のベルリン危機では東独との分離平和条約を締結すると脅威している。これらの条約は四列強の条約とその占領権を終結させることに効果をあらしめようとしたもの。またベルリンへの参加は東ドイツ（それは西ベルリンへの空中回廊（空輸）をも含め）の排他的法管轄権の下にその効果をあらしめようとしたものである。これら旧ソ連の脅迫は西側諸国にドイツとの平和条約は非常に慎重に行なわらるべきとの印象を与えたのみに終つた。ドイツは西独の東独合併後も伝統的な平和条約は成立しそうにない。

以上述べたように、第二次大戦後の平和条約は一貫して分離平和条約となつてゐるのは紛れもない事実である。戦争の終結は一応それで行なうが、全体的平和条約は交戦戦勝国の意見を聴いてからといふのである。然しこれもよく考えてみると、その背景には、二十世紀後半に展開された戦争なるものが、第二次大戦そのものをも含めて、資源獲得戦争の様相をあらわにして来ており、とりわけ石油の禁輸問題に端を發しているという事実が存在する。今でこそ、日・米・独とも原油を中近東から金で買う同じムジナになっているが、その図式が崩れるとそれ以後どうなるかわからない程混迷の度を加えている。またそれ等の天然資源を費消する多国籍企業を所有する国、所有出来る国も日・米・独に固定してしまつたとなると、いくら戦勝国グループが国際間の正義と平和を標榜してみても、それらによる配分公正の原理が作用しなければ、いくら戦勝国と言えども彼等の平和条約に喜んで参加出来る筈がない。現代の戦争そのものが、資源を持つグループと、持たないグループとの紛争で、これで世界を二分して争う（全面戦争）ので例えそれに勝利しても、その後の配分には領土の転移よりも、むしろその領域に産する天然資源の利権での争いと轉化し、彼等の思わくの一致する道理がないのである。

その為か「朝鮮戦争」は戦争の休止を決めただけ、今も続くイスラエル—アラブ戦争もその例に洩れず、平和条約締結をめぐり自国の経済的破綻迄辛抱するとしても、非常に先行きの暗いものとなり、その内に社会変化・社会破綻まで巻き込んでしまふ。伝統的な平和条約の締結が、急激な経済、社会、文化、教育、保健更には環境の変化に対応出来ないでゐることと、またその戦争の本質なるものが、つい先だつてのソ連の崩壊迄二大軍事大国の衝突か、その代理戦争のフォームだった為、行きつくところ、すべてが米・ソの対立に還元してゆくこととなり、戦争の終了迄がヤツとで、その後の平和条約の締結に迄到達し得なかつたことになる。⁽²⁾

日・中共同宣言に至つては、戦争の終了はどこかにフツ飛んでしまい、第三国からは尖閣列島の帰属すらひと言もふ

れられなかったと批判される始末である。それ程に戦後の中国の経済立て直しが優先されたことにもなるであろう。東欧やユーゴスラヴの内戦にしても、ヨーロッパの列強のうち、何れの国がバルカンを踏み台として、トルコを超え、中近東の石油に近づくかの余波であり、**3B政策**の延長の観を呈して³⁾おり、カムボチャにしても、トンキン湾にあるとされる中近東につぐとの噂のたかい原油の埋蔵量を当て込んでの混乱であり、二十一世紀を彩るであろう**平和条約**とは、途中、米・ソ対立による廻り途があったにしろ、どうやら**経済政策**、それも多分に**多国籍企業**をバックとしての調整機能を、その法的機能の中にどう盛り込んでゆくものであるかとの方向で考えられるようになって来た。

- (1) Brownlie, L., *International Law and the Use of Force by States*(1963)
- (2) Hillgruber, A., *Die gescheiterte Großmacht. Eine Skizze des Deutschen Reiches, 1871-1945*(1980) s. 31-76.
- (3) 大西公照 中立の論理(サンケイ 大手町ブックス)